

平成27年度 第8回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成28年1月26日（火）
午後2時00分～3時00分
- 2 場所 流山市役所第1庁舎3階庁議室
- 3 出席委員
小島会長 鎌田委員 鈴木（れ）委員 鈴木（孝）委員 中委員
大野委員 小林委員 山名委員 上平委員 小泉委員
米澤委員 新屋敷委員
- 4 欠席委員
大津委員 平原委員 鎌倉委員 杉田委員 栗飯原委員
- 5 事務局
宮島健康福祉部長 矢口健康福祉部次長兼社会福祉課長
秋谷社会福祉課社会係長 今野高齢者生きがい推進課長
横山高齢者生きがい推進課長補佐 石川高齢者生きがい推進課生きがい推
進係長 小西障害者支援課長 早川介護支援課長 藤浪介護支援課長補佐
伊原介護支援課長補佐 古林社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉
政策室主査
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題
 - （1）答申案について
 - ・「流山市敬老祝金支給条例」の一部を改正する条例（案）について
 - ・「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について
 - （2）その他
 - ・連絡事項等
- 8 議事録（概要）
（小島会長）

会議に入る前に報告します。本日の出席委員は12名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

今回は傍聴者が見えておりませんが、いずれ見えた場合には、会議の傍聴について、あらかじめご了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

昨年12月15日の平成27年度第5回流山市福祉審議会では、「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について」及び『「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について』の諮問を受け、これまで3回にわたり審議を行いました。これまでの議論を踏まえて、当審議会の考え方として、答申案を私の方でまとめ、事務局を通してお示しさせていただきました。

その後、上平委員から、2点の答申案についてそれぞれご意見をいただきました。

鎌田職務代理者とも相談させていただき、再度調整させていただき、最終的に本日お配りさせていただいた答申案のとおりとなります。

前回の審議会でも確認させていただきましたが、これまで委員の皆様からさまざまなご意見をいただきながら、審議してきた結果、当審議会としては、基本的に市から諮問された事項について賛同するものとして、これまでの審議の結果を答申案に盛り込みました。

（小島会長）

「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について答申案を読みあげます。

《答申案をよみあげる》 資料1

（小島会長）

答申案について委員の皆さまからご意見・ご質問があれば伺いたいと思います。

（大野委員）

答申書の中で、支給の際には、地区の自治会や民生委員等に協力を依頼しとあるが、まだ決定ではなく答申をもって正式に依頼があると解釈していいのか。

（事務局：宮島部長）

答申でございますので、この意見を尊重したという形となりますので、決定

したということではありません。

(上平委員)

私が、出したものについて、ほとんど変わりはありませんが、苦言をさせていただいてよろしいでしょうか。

私のポイントとしては、今後もお金のことについてまた高齢者の方が増える
と財政とのからみでまた減らそう対象者の範囲を狭めようとか議論が必ずでることが予測される。

修正させていただいた(いただきたい)？のは、お金のことはもういいのではないかと、お金ではなくお年寄りが長く生きられたことに対して、祝い金、祝い金としてでてくると(祝金という名称がでてくると)どうしても、また同じ議論になってしまう。それを避けるために金銭にとらわれない長寿を祝福するとうたっていた方がまた何年か後に議論になった時にそういうこともあったなど、思っただけならばとそういう趣旨で書かしていただいた。会長の方の敬老祝金のあり方と書かれてしまうと祝い金というのは、お金がでます。また、引き続き検討する場合には、またお金のことかとなってしまうのかなと危惧があるものですから、お金のことは今後重要ではないよと、趣旨を入れた方がいいのかなと私の修正の考え方ですけども皆さんはいかがでしょう。

(小島会長)

私の方で答申案を作成するにあたっては、上平委員の話をいただいたこと、前回もご指摘いただいたことですし、その点も踏まえまして今後、社会の現状に応じた敬老祝金の在り方の表現にいたしました。また、こちらでも条例の目的として敬老思想の効用を図り老人福祉の増進に寄与することというのが目的になっています。今、高齢者が置かれている状況というのは10年前と異なりますし、これから10年、20年とたっていくと高齢者化社会の現状も変わる。社会の高齢者に対する受け止め方も変化するかと思います。

それらの現状を踏まえて祝金について表現いたしました。上平委員の意見も踏まえて表現しました。

(鈴木(孝)委員)

上平委員から、お金に拘ることなく敬老思想とまさにそれは大事なことでありと皆さん十分理解しているところだと思います。ただ今回祝い金についていかがでしょうかねと諮問に対して答申としては、現在、会長がまとめていただいたように、敬老の気持ちは十分認識したうえで金額としては、今回改正した内容について審議会としてはそのような方向でいいですよと答申する。私も思

想を十分認識しますし、また金額についても廃止されるものあり、祝い金の状況が違ってきますが高齢者の推移を十分認識したうえで再度検討願いたい。ということはこの中でうたっているもので、私その内容でよろしいのではないかという意見です。

(小島会長)

特にご意見がなければ、上平委員のご指摘をいただいたことも踏まえての表現ということでご理解をいただいて、この答申案を成案とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(小島会長)

それでは、この答申書については、後ほど私と鎌田職務代理者で井崎市長に提出させていただきます。

(小島会長)

次の議題に入らせていただきます。

「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について、答申案を読みあげます。

《答申案読み上げ》 資料2

(小島会長)

その他ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(上平委員)

前回でも申し上げた特定疾病の患者さん、ご家族のご苦勞に対しては余りあるものがある。一方その対象となっていない疾患を抱える患者さん、ご家族の方というのと同じ心があるはずですね。その辺の配慮は無いのかなというのが一つと。お金で解決するということですけども、それ以外に、違う形のサービスがほしいという方も当然いらっしゃると思う。そのサービスを直接与えるのか、お金を支給する場合もこういうサービスがあるとメニュー付きでお金を支給するという色々なやり方がある。

この特定疾病は見舞金ということでこれもお金一本になってしまっている。捉え方によってはお金さえ払っておけば良のじゃないかというとらえ方もされ

てしまう。その対応は非常に難しいと思う。やはりそういう配慮も必要なのではないか。私の趣旨です。

(小島会長)

難病の患者さんについては、私も上平委員と同じ意見を持っておりました。

これまで障害の中で福祉としてサービスが含まれていなかった。従来の制度の問題があります。近年になりますと障害者総合支援法の対象に難病の患者さんも含まれるようになりまして、じょじょに福祉サービス給付の対象として難病の患者さんも含まれようになり、違いの変化というあきらかに近年指摘できるかと思います。

福祉サービスの給付の充実それから難病患者さん家族の方の状況の把握が必要なこと。難病患者さんに対する福祉施策について、今後も充実発展を望んでいくということを審議会の中で議論してきた。あえて支給規則の見舞金の額の改正でございますので、その部分を答申書に盛り込む言葉では必要ないと答申書については判断しました。難病患者の方、家族の方への支援、そのたの疾病に苦しむ方への支援は今後も変わらない重要な問題だと思います。

(小島会長)

特にご意見がなければ、この答申案を成案とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(小島会長)

「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について、答申はこれをもって答申書とさせていただきます。

この答申書については、後ほど私と鎌田職務代理者で井崎市長に提出させて頂きます。

(事務局：宮島部長)

4回にわたりご審議をいただきまして答申案をまとめていただきありがとうございます。後ほど会長、職務代理者から市長に答申書を渡されるわけですが、その際には活発な意見が4日間にわたり展開され、さらには様々な熱い思い入れがこの他に残っているということです。これらの意見の公開につきましては、答申に盛られなかった部分については、議事録にまとめて市民の皆様や議会等に公表していきます。上平委員、他の委員の皆様から頂いた貴重なご意見は答

申に入っていないものの、議事録として公開していきます。

4日間に渡りまして御協力ありがとうございました。

(小島会長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。

みなさまありがとうございました。